栃木県公報

令和７(2025)年
７月１日(火)
号　外
第 33 号

目　　次

選挙管理委員会

○参議院栃木県選出議員選挙において候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数…… 1

○参議院栃木県選出議員選挙に係る選挙時登録における被登録資格決定基準日…… 1

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第23号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成６年自治省告示第165号）第２条第７項の規定に基づき、令和７年７月20日執行予定の参議院栃木県選出議員選挙において候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定めた。

令和７（2025）年７月１日

栃木県選挙管理委員会委員長　　金　田　　尊　　男

放送の区分	基幹放送事業者名	回数
テレビジョン放送	株式会社とちぎテレビ	２　回
ラジオ放送	株式会社栃木放送	１　回
	株式会社エフエム栃木	１　回

栃木県選挙管理委員会告示第24号

令和７年７月20日に参議院栃木県選出議員選挙を行う予定であるので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第３項の規定による選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日を次のように定めた。

令和７（2025）年７月１日

栃木県選挙管理委員会委員長　　金　田　　尊　　男

令和７（2025）年７月２日　ただし、年齢については令和７（2025）年７月20日

発行人　栃木県　〒320-8501　宇都宮市塙田１丁目１番20号